

連番	補助金の事業名	区分	精神保健福祉士	補助対象者	補助内容/注意事項	申請書類/実績報告
1	医療・介護総合人材バンク登録事業	修学中 就職後	○	飛騨市出身の者で住まい（住民票に限らず）が飛騨市、高山市以外で医療・介護の分野に就業している又は求職中の方、もしくはは医療・介護の分野の資格取得を目指す学生	医師 30,000円以内の飛騨市特産品等 医療・介護 5,000円以内の飛騨市特産品等 医学生 毎年度20,000円の図書カード 医療・介護学生 毎年度10,000円の図書カード	1申請 (1) 飛騨市医療・介護総合人材バンク登録票 ※在学期間中は自動的に更新
2	医療・介護等学生の市内アルバイト及び実習奨励事業	修学中	○	医療・介護の分野の資格取得を目指している方で、市内医療・介護機関等で医療・介護等専門職員の補助業務のアルバイト又は修学中の養成校のカリキュラムによる実習を5日以上行う学生 ※アンケートの記載を承諾する学生	アルバイトまたは実習10日以上で20,000円 アルバイトまたは実習5日～9日で10,000円 ※3時間以上で1日とする	1申請 (1) 交付申請書 (2) アルバイト又は実習実施調書 (3) アンケート用紙
10	医療・介護等専門職員U・Iターン就職奨励金事業	就職後	○	・医療・介護等専門職員の国家資格取得者（見込含）で、市内又は高山市内及び富山市内に居住し、市内の医療・介護機関等を運営する法人に正規の医療・介護等専門職員として勤務する方（社会福祉士は事業所） ・医療・介護等専門職員及び社会福祉士の国家資格を取得して10年以上の実務経験を有し、2年以内に正規職員として雇用が見込まれる方	就職後6月以内に申請が必要(介護福祉士の資格取得後6月以内) 市内居住者 100,000円 高山市又は富山市居住者 50,000円 ※勤務を開始した日から2年間、市内の医療・介護・福祉機関等に勤務することによって返還免除 ※勤務してから2年以内に退職、転職した場合、又は国家資格取得見込者で取得できなかった場合は全額を一括返還	1申請 (1) 交付申請書 (2) 国家資格を取得していることを証する書類の写し (3) 就職先との雇用契約書又はそれを証する書類の写し (4) 市内の医療・介護機関等に配属され、勤務開始日がわかる書類 (5) 住民票 (6) 履歴書 (7) 介護無資格者は、養成校の最終学歴における学部学科等がわかる書類 2実績報告省略
11	医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与事業	就職後	○	・U・Iターンし、市内の医療・介護・福祉機関等（市の直営する機関も含む。）に正規の専門職員として就業される方 ・市内医療福祉機関に再復帰する潜在看護師の方（1年以上離職し、県ナースセンターに届け出ている方）	就職後6月以内に申請が必要 貸付金年額20万円 （夜勤をする場合はさらに10万円加算） ※貸与を受けてから2年間、市内の医療・介護・福祉機関等に勤務することで返還免除 ※貸与を受けてから2年以内に退職、転職した場合、又は国家資格取得見込者で取得できなかった場合は全額を一括返還	1申請 (1) 交付申請書 (2) 履歴書 (3) 資格者証の写し又は卒業見込証明書 (4) 世帯全員の住民票 (5) 雇用契約書若しくは内定通知書の写し (6) 夜間勤務を行う条件で雇用される場合は、それが確認できる書類 (7) その他、市長が必要とする書類 ※連帯保証人1名が必要 2実績報告省略 ※ただし、就職後2年を経過した後に勤務していることの証明を提出すること
12	【R5拡充】 医療・介護等専門職員賃貸住宅家賃補助事業	就職後	○	転入から1年以内の方で、市内の医療・介護機関等に正規の医療・介護等専門職員として勤務する方 ※夫婦のどちらか一方でも公務員の場合は除く	賃借料の1/2月額30,000円を上限に24か月 ※部屋代のみ（共益費、光熱水費、駐車場代を除く） ※外国人介護人材で家族帯同世帯の場合は、被扶養者の就労制限が解除される月まで1万円を上乗せして補助（介護事業所が用意した社宅に居住する家族帯同世帯も含む）	1申請 (1) 交付申請書 (2) 国家資格を取得していることを証する書類の写し (3) 就職先の法人との雇用契約書又は雇用を証する書類 (4) 月額の家賃がわかる賃貸借契約書の写し (5) 住民票（世帯全員） (6) 家族帯同世帯の場合は、世帯全員の在留資格が確認できる書類 2実績報告 (1) 実績報告書 (2) 家賃の支払状況がわかる書類
13	専門分野外の学び及び資格取得推進事業	就職後	○	市内医療・介護機関に勤務する医療・介護等専門職員で、自分の専門分野以外の専門知識の習得又は資格取得のため、休日等勤務先の業務の扱いはなく個人の意思により必要な研修又は通信講座を受講した方	受講料、参加費、交通費等の費用の1/2の額 ※1個人につき年間30,000円を上限	1申請 (1) 交付申請書 (2) 研修に係る費用の明細書 (3) 研修等の受講修了を証する書類
15	医療・介護・福祉総合人材バンク登録者緊急臨時特別支援事業	就職後	○	市内医療・介護機関等から市が要請を受け、飛騨市医療・介護・福祉人材バンク事業に事前に登録のある方に対し斡旋を行い、市内就業につながった方	緊急臨時交付金として30万円を支給する。 ※2年間専門職員として勤務することによって返還免除 ※途中で市内医療・介護機関等を退いた場合は全額返還	1申請 (1) 交付申請書 (2) 市内医療・介護機関等で専門職員として就業していることがわかる書類 (3) 専門職員であることが確認できる書類